

第 24 回教育委員会

平成 30 年 11 月 13 日
午 後 3 時 30 分
大阪市保育・幼児教育センター

案 件

報告第18号 問題行動等調査の結果について

○報告概要

- ・平成 30 年 10 月 25 日に文部科学省より、「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」が公表されたことを受けて、本市の結果及びこの間の取組について報告する。

大阪市立小中学校における暴力行為・いじめ認知・不登校数(H27～H29)

平成30年11月13日

1 暴力行為発生件数

年度	小学校				中学校			
	件 数	全国	大阪府	大阪市	件 数	全国	大阪府	大阪市
平成27年度	17,137	2,704	563	2.6	6.0	5.0	33,121	6,394
平成28年度	22,847	2,349	358	3.5	5.3	3.2	30,148	4,715
平成29年度	28,315	2,241	117	4.4	5.1	1.0	28,702	3,776

2 いじめ認知件数

年度	小学校				中学校			
	件 数	全国	大阪府	大阪市	件 数	全国	大阪府	大阪市
平成27年度	151,190	7,481	4,752	23.1	16.6	41.9	59,422	2,429
平成28年度	237,921	14,095	9,125	36.6	31.7	80.8	71,309	3,346
平成29年度	317,121	22,778	16,628	49.1	51.6	146.4	80,424	4,007

3 不登校数

年度	小学校				中学校			
	人 数	全国	大阪府	大阪市	人 数	全国	大阪府	大阪市
平成27年度	27,581	2,086	608	0.42	0.46	0.54	98,428	7,934
平成28年度	31,151	2,394	742	0.48	0.54	0.66	103,247	8,162
平成29年度	35,032	2,553	817	0.54	0.58	0.72	108,999	8,258

※平成27～29年度の小中学校別「暴力行為発生件数」「いじめ認知件数」「不登校数」については、大阪市として独自調査を実施しています。なお、大阪府の比率については公表されている数値をもとに大阪市独自に計算したものです。

生活指導に係る本市の流れ

※平成 23 年の大津市のいじめ自殺事案をきっかけとし、平成 25 年度にはいじめ防止対策推進法が制定された。

年度	本市の生活指導関連施策
23	スクールソーシャルワーカー活用事業 (H21 年度より)
24	
25	<ul style="list-style-type: none">・「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針・児童生徒の問題行動への対応に関する指針」策定・「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」策定・ケーススタディによる校内研修の手引「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」作成・第三者専門家チーム設置
26	<ul style="list-style-type: none">・生活指導支援員 80 名配置
27	<ul style="list-style-type: none">・生活指導サポートセンター開設・大阪市いじめ対策基本方針策定・学校安心ルール（案）を示す・いじめ SOS 設置
28	<ul style="list-style-type: none">・いじめ未然防止にかかるポスター掲示・大阪市いじめ対策連絡会議設置・学校の安全安心に関するシンポジウム開催
29	<ul style="list-style-type: none">・「いじめについて考える日」の設定・学校安心ルール（大阪市スタンダードモデル）策定
30	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策チーム設置・各校版学校安心ルール本格実施・SNS を活用したいじめ等相談窓口試行実施

○用語説明

語句	説明
「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針・児童生徒の問題行動への対応に関する指針」	・平成 24 年 12 月に発生した桜宮高校の事案を受け、全ての学校から体罰や暴力行為を一掃するため、平成 25 年に 2 つの指針を策定するとともに、校内研修資料を作成し、校内研修の充実を図った。
「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」	
ケーススタディによる校内研修の手引「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」	
スクールソーシャルワーカー	・社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ福祉の専門家を学校に派遣し、社会福祉の視点から学校園に助言を行う。
第三者専門家チーム	・学校だけでは解決が困難な事案に対して弁護士・医師・臨床心理士等の専門家を派遣し、学校に対しての助言を行う。
生活指導支援員	・警察官経験者や教育関係経験者からなる非常勤嘱託職員を、生活指導上の課題を抱える小・中学校に配置。
生活指導サポートセンター	・日常的に学校からの生活指導に関する相談窓口的役割。出席停止を措置する児童生徒、また、それに相当する児童生徒の立ち直りを支援する個別指導教室を設置。
大阪市いじめ対策基本方針	・いじめ対策推進法第 12 条に規定。
学校安心ルール (別紙)	・平成 27 年度…学校安心ルール(案)を示す。 ・平成 28 年度…試行的に実施し課題等を整理、学校の安心安全に関するシンポジウムでの意見や学校安心ルール運営委員会の議論において課題を整理。 ・平成 29 年度…大阪市スタンダードモデルとして策定、スタンダードモデルを基に、各校版の学校安心ルールの作成及び試行実施。 ・平成 30 年度…学校安心ルールの本格実施
いじめ SOS	・弁護士によるいじめの外部通報窓口
いじめ未然防止ポスター(別紙)	・市長が提案、小中高等学校の教室等に掲示
大阪市いじめ対策連絡会議	・いじめ対策推進法第 14 条に規定
いじめについて考える日	・こども市会でこども議員からの提案を受けて、市長が設置を提案。5 月の大型連休明け最初の月曜日に各学校で取組を実施。
いじめ対策チーム	・いじめ問題に関わる各部署が情報を共有し、学校では解決が困難となるおそれのある事案を早期に発見し、施策等のメンバーを派遣。教育委員会直轄の組織。
SNS を活用したいじめ相談窓口	LINE の相談窓口 H30 年度は夏休み明け及び冬休み前後に開設

勇気を出して
みんなでいじめをなくそう

大阪市教育委員会

なかまの笑顔を広げよう！



『学校安心ルール』（例）

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができることを目的として作成したもののです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に心がけることからを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、より良い社会（学校）をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして 学校等が行なうことができる対応	
基本的な 約束ごと	・人に親切にする ・嘘をつかない ・ルールを守る ・勉強する				
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかつて使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかつて使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動 	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業に關係のない話をす ・授業をさぼり校内でたむ ・ろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをし ・たり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対しても抗する ・挑発的な態度をとる ・ハカにしたようなことを言う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己振り返る活動
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中に妨害をする ・テストの「いやがる」という言葉を繰り返す ・学校をさぼり校外にでたりする ・3段階以上に重いと思われる言動や迷惑行為（窃盗や暴言など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス風をかぶるなど） ・物を故意にこわしたり、壊す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して激しく反抗する ・わがるようになる ・たり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡の別室における個別指導 ・ひきこもり対策専門教室を活用 ・教職員（警察・こども相談センター）と連携して指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡の別室における個別指導 ・ひきこもり対策専門教室を活用 ・教職員（警察・こども相談センター）と連携して指導を行う。

ルール表作成上の留意点>

*この「学校安心ルール」（例）の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。各小中学校では、スタンダードモード

*学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

*「学校等が行なうことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

*「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそ丁寧な立ち直り支援を行うためのものです。